

法人のまはり

No. 23

広報 2023



公益社団法人 今治法人会

目 次

今治法人会のご案内	1
令和5年度事業のご案内	
研修会	2～3
研修会・税に関する広報活動	4
自主点検チェックシート	5
インターネットセミナー	6
社会貢献活動〈税を考える週間講演会〉	7
〈サイクリングしまなみ2022〉	8
租税教室	9～10
小学生の税に関する作文表彰式・親子税金教室	11
私達の主張「税の作文」	12～15
コラム	16～17
今治歴史散歩	18～19
税務署からのお知らせ	20～25
愛媛県からのお知らせ	26～27
今治市からのお知らせ	28～29

■表紙の写真

藤堂高虎公像と今治城

法人 いまばり 広報第23号（春号）

令和5年4月 発行

発行者 公益社団法人 今治法人会 広報委員会
今治市旭町2丁目3-20 今治商工会館3F
TEL0898-31-8191 FAX0898-31-1593

印刷 株式会社ハラプレックス

〈法人会の理念〉

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

今治法人会は、納税意識の高揚と企業経営・社会の健全な発展に貢献することを目的に、昭和33年に任意団体として設立以来、昭和51年に社団法人、平成25年に公益社団法人となった納税協力団体です。

私たちの活動は、今治税務署管内の法人会員、並びに会の目的と事業を賛助するために入会された法人の事業所・個人会員の方に支えられています。

又、全国には440の単位法人会があり、75万社の法人企業が加入しています。それぞれの法人会が地域に欠かせない団体として様々な活動を行っております。

今治法人会では、会員の皆様の会費及び公益財団法人全国法人会総連合からの助成金等、会員の皆様のご支援金により運営を行っており、下記の公益認定事業等を実施しています。

令和5年3月末の会員数は1556社です。1社でも多く会員になっていただくことが最終、法人会の事業目的を達成することに繋がるとして、地域の未加入法人に対する会員勧奨を推進しております。

今治法人会の事業

1. 公益目的事業

どなたでも参加できますが、参加費用が必要な場合があります。

今治法人会は公益法人認定法に掲げる23の事業の中から、下記の事業を行うことを申請し公益認定を受け実施しています。

- ① 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- ② 地域社会の健全な発展を目的とする事業

具体的には認定された次の事業を実施します。

- (1) 税知識の普及を目的とする事業
- (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
- (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
- (4) 地域企業の健全な発展に資する事業
- (5) 地域社会への貢献を目的とする事業

2. 共益事業

公益目的事業以外の会員限定の事業も実施しています。

事業によっては参加費が必要な場合があります。会員になると様々な特典があります。

- (1) 会員の交流に資するための事業
- (2) 会員の福利厚生等に資する事業

[法人会の会員]

正会員	今治税務署管内〈越智郡上島町及び今治市〉に所在する法人で、本会の目的及び事業に賛同して入会した者
賛助会員	本会の事業を賛助するために入会した法人の事業所または個人の方

税について理解を深め 仕事に生かしましょう！

令和5年度の予定です

(順次ホームページでお知らせします <https://hojinkai.zenokuhojinkai.or.jp/imabari/>)

〈決算期別研修会〉

決算期の留意事項や税法および通達などの改正についての研修会です。

経営や税務に関する最新の情報をお伝えし、有益な資料をお渡ししています。

(講師：今治税務署法人課税部門担当官)

本年度の開催日予定

令和5年 6月7日(水)／8月2日(水)

11月1日(水)

令和6年 1月24日(水)



無料

令和5年度

法人税・消費税等決算期別研修会日程のご案内

決算期の留意事項や税法及び通達などの改正について研修いたします。聴講は無料です。是非ご出席ください。
※当日は経営や税務に関する有益な資料をお渡しいたします。

公益社団法人今治法人会
〒794-0040 今治市堀町2-3-20
今治商工会館3階

- 会場 今治商工会館3F研修室
 - 講師 今治税務署担当官
 - 開催時間 全日 13:30～14:30
 - 研修内容・・・会社の決算・申告の実務研修会
チェックシート活用説明
インボイス制度の説明
- 問合せ 公益社団法人 今治法人会
TEL 0898-31-8191

※ 駐車場は各自お手ぐください。

〔開催日程〕

開催月日	対象決算期
令和5年 6. 7 (水)	4月・5月・6月
8. 2 (水)	7月・8月・9月
11. 1 (水)	10月・11月・12月
令和6年 1. 24 (水)	1月・2月・3月

〔会場案内図〕



研修会の日程は、公益社団法人今治法人会ホームページでもご覧いただけます。
日程の変更がある場合は、ホームページにてお知らせいたします。
そのほか、最新の情報をご案内しておりますので、ご活用下さい。

<https://hojinkai.zenokuhojinkai.or.jp/imabari/>

主催：公益社団法人今治法人会、今治税務署

〈自主点検チェックシート説明会〉 年4回

法人会自主点検チェックシート（国税庁後援）は、企業自らが自主的に点検することにより、税務コンプライアンスを向上させ、税務に関するリスクの軽減に役立つものです。活用方法について説明します。

(講師：今治税務署法人課税部門担当官)



無料

〈簿記講座〉 9～10月

記帳から決算まで短時間でマスターできる複式簿記初級コースです。現役の税理士の先生が豊富な実例を挙げて指導して下さるので実務に役立つ内容です。

(今治商工会議所共催)

令和4年度は

9月2日～10月25日(毎週火・金)18:30～20:30
15回の研修でした。



※別途テキスト代が必要です

無料

〈経理担当者養成講座〉 11月

経理（実務）担当者の日常業務及び決算業務の処理に関して必要不可欠な知識を、税理士の先生をお迎えし、わかりやすく解説していただきます。
日常会計実務（注意点）を集中して学べます。



無料

〈年末調整説明会〉 11月

税務署が行っていた「年末調整説明会」は、今治法人会で開催しております。
法人会では、年末調整事務等の疑問・質問の解決のお手伝いをします。

（講師：今治税務署法人課税部門担当官）



無料

〈青年部会・女性部会主催 税務研修会〉 1月

今治税務署管内事業所の青年経営者・女性経営者および従業員を対象に、様々な税をテーマに取り上げ、税に関する理解と知識を深めるとともに、正しい税知識を身につけるための研修会です。



写真は令和4年度

今治税務署 高尾税務署長をお招きして
『国税庁の組織と各部門の仕事について』

無料

〈新設法人研修会〉 1月

会社等を設立されて間もない経営者の皆様を対象に事業の開始に際しての法人税務上の留意点等について説明します。

（講師：今治税務署法人課税部門担当官）



無料

*やむを得ない事情により、日時・会場が変更になる場合があります。

*お問い合わせ **公益社団法人今治法人会（TEL 0898-31-8191）**

今治法人会では企業経営に役立つ資料・冊子を無料で配布しています。ぜひご活用下さい。



【税に関する広報活動】

成人式

新成人（今治市内1,600人）に、納税義務や税の役割についての冊子「もっと知りたい税のこと」（財務省）を配布しました。



確定申告の広報活動

今年の確定申告の今治税務署窓口での相談・申告書の受付は令和5年2月16日（木）から3月15日（水）でした。

毎年この時期に女性部会は、今治税務署玄関前に花のプランターを設置しています。



企業の皆様

法人会 自主点検チェックシートを 活用していますか？

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に
(法人会 自主点検チェックシート) と記入することができます。

1. 平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂され、〈表面〉に 8. (5)「社内監査」欄が新たに設けられました。

法人事業概況説明書

8. (5) 社内監査

「社内監査」欄には、
各種チェックシート
等を活用した社内監
査実施の有無を記入
します。

「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、
社内点検を実施した場合には、下記のように
記入してください。

(5) 社内監査	実施の有無	☒ 有	☐ 無
(法人会 自主点検チェックシート)			

法人会 自主点検チェックシート（国税庁後援）は、企業自らが自主的に点検することにより、
税務コンプライアンスの向上や、自社の成長、ひいては税務リスクの軽減に役立つものです。

まだ自主点検チェックシートに取り組まれていない
経営者の皆様も、是非一度お試しください。

2. また、「法人事業概況説明書」〈裏面〉17.「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

17 加入組合等の状況

(記入例)

17 加入組合等の状況	今治法人会会員
(役職名)	(法人会役職名をご記入ください)
法人会の会員であることを ご記入ください。	

※上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。



自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」の
コーナーからダウンロードできます。

また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「法人会 自主点検
チェックシートのススメ」を配信していますので、是非ご活用ください。

今治税務署内「今治法人会コーナー」紹介

今治税務署正面入り口から入ると右側に今治法人会コーナーがあります。

こちらにも、国税庁後援の「法人会 自主点検チェックシート」
を設置しておりますのでぜひ一度ご覧いただき、ご活用ください。



今治法人会よりインターネットセミナーのご案内

今治法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/imabari>

今治法人会

検索で検索いただけます

インターネット・セミナー

キーワード検索

トップページ > セミナー一覧 > イベントも楽しく食べる 歯の健康セミナー

いつまでも美味しく食べる 歯の健康セミナー

中高年のための歯のケアとメンテナンス

永江 ながえ

※ 画面はイメージとなります。

講師プロフィール

東京都出身 一橋大学を卒業後、一般企業にて勤務するが、より直接人に役に立つ仕事がしたいと東京医科歯科大学歯学部に入學。卒業後は部分床義歯専攻課程に進み習得を遂げる。

1.はじめに～

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください

ログインID パスワード ログイン

視聴は無料です

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

会員の方は600タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

お勧め

「大河ドラマ」にみる
戦国武将の先見力と決断力

公開期限：3月末まで

静岡大学名誉教授 / 歴史学者
小和田 哲男

お勧め

「危機管理と事業承継の最強モデル」
徳川家康に学ぶ

大阪経済大学特別招聘教授 / 経済評論家
岡田 晃

お勧め

インボイス制度の概要と
電子帳簿保存法のポイント

公認会計士 コンサルタント
川口 宏之

	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数
研修・人材育成	あなたの会社は何点？ 働き方改革 整理整頓プロジェクトで生産性アップ！	藤岡 聖子	40分	一般経営	NEW 徳川家康に学ぶ 事業承継（2）	福永 雅文	30分
	刑事メンタルで ピンチをチャンスに（10）	森 透匡	4分		現代に生かす「戦国大名」失敗の研究 第1編 今川義元	瀧澤 中	52分
	赤坂璃宮の元教育担当者が語る スタッフの士気を高める「教育の極意」	佐野 由美子	59分		「危機管理と事業承継の最強モデル」 徳川家康に学ぶ	岡田 晃	58分
	社労士が考える 円滑な人間関係を築く ためのコミュニケーション術	大野 ゆかり	33分		これからの 企業ブランディング	福井 崇人	43分
	良好な信頼関係を築く 叱る側、叱られる側の心構え（前編）	外川 智恵	35分		世界のビジネスエリートが 知っている教養としての茶道	竹田 理絵	33分
法律	NEW 会社を護れ！ 様々な労働問題にズバリ お答えします【3.ハラスメント・労災について】	米澤 章吾	12分	税務・財務 経理	初心者でもよくわかる！ 簿記・経理入門セミナー	小野 恵	83分
ライフスタイル 健康	NEW 明日から変わる！ 健康ウォーキング	森山 みちこ	44分		社長と会社にお金を残すための バランスシート経営	海生 裕明	110分
	元大手高級有料老人ホーム 施設長が教える！ 介護で仕事を辞めない働き方	岩見 俊哉	70分	労務 実務家	人が育つ！ 定着する！ 『新標準の人事評価』	安中 繁	37分
	知ることから始まる 多様性のスパイラルアップ	野島 弘	45分		NEW 常識にとらわれない居酒屋の挑戦 ～ピンチをチャンスに変える～ 公開期限：2023年3月末	中村 朱美	78分

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。
掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です。

お問い合わせは今治法人会事務局まで **TEL:0898-31-8191**

税を考える週間講演会

国税庁が毎年実施している『税を考える週間』に、税の意義や役割について理解を深めていただくため一般の方も参加していただける講演会を開催しています。

**令和4年度「税を考える週間講演会」は
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となりました。**

これまでの「税を考える週間講演会」実績

平成21年度	江口克彦氏	(地域主権型道州制とは何か)
平成22年度	見城美枝子氏	(21世紀は水と土の時代)
平成23年度	五木寛之氏	(いまを生きる力)
平成24年度	岸博幸氏	(政治の混迷と日本経済の展望)
平成25年度	石原良純氏	(石原家の家族愛&自然への想い)
平成26年度	伏見俊行氏	(朗読劇「未来へ」、中国・アジアでの税務対応)
平成27年度	永濱利廣氏	(日本の財政・現状と展望)
平成28年度	須田慎一郎氏	(いま起きていることこれから起こること)
平成29年度	長谷川幸洋氏	(激動する世界 ～日本の針路を考える)
平成30年度	池谷裕二氏	(AIと脳の未来)
令和元年度	飯田泰之氏	(日本経済の今後と地域経済の課題)
(令和2年度・令和3年度 コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)		



写真は令和元年度の様子

本年度も「税を考える週間講演会」(11月)を予定しています。

「地域社会への貢献を目的とする事業」として一般の方にも聴講していただける講演会・セミナーを開催する予定です。詳細は「今治法人会ホームページ」でご案内いたします。

瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会 サイクリングしまなみ2022

2022年10月30日(日)

国内外から約6400名の参加者を迎え、「サイクリングしまなみ2022」が盛大に開催されました。この大会は、高速道路や瀬戸内の美しい島々を舞台に行うサイクリング大会です。

今治法人会からも役員企業の皆様を中心に、前日の受付・受付準備や当日の給水・補給食の配布などボランティア活動に参加いたしました。

ボランティア参加者名簿

氏 名	所 属	ボランティア作業
長 野 司	株小松商店	〈10月29日〉 受付・受付準備
渡 辺 俊	株渡辺建設	
市 来 賢 一	四国ガス株	〈10月30日〉 給水・補給食配布
青 野 多賀乃	青鬼運送株	
大 澤 匠之輔	株ヘイワード	
清 水 英 之	四国通建株	
白 石 美 樹	株波止浜鉄工所	
原 田 啓 司	四国ガス株	
渡 邊 さつき	侑まるよし	
渡 邊 美 子	株常盤モータース	
森 和 博	今治法人会事務局	



租 税 教 室

『今治市・越智郡租税教育推進協議会』は今治税務署、今治市・上島町の教育委員会、県市町の税務関係機関、納税関連団体（四国税理士会今治支部・今治法人会・今治間税会）などで構成された、「租税教育の推進と充実」を目的に租税教室への講師派遣や副教材の作成などの活動をしている団体です。今治法人会は協力団体として、今治市や上島町の学校で租税教室の授業を行っています。

〈令和4年度〉中学校7校

今治市立日吉中学校（10月11日）

今治市立桜井中学校（10月28日）

今治市立菊間中学校（12月6日）

今治市立玉川中学校（10月12日）

今治市立近見中学校（11月16日）

今治市立西中学校（10月26日）

今治市立朝倉中学校（11月17日）



オンライン授業に初挑戦



〈租税教室〉

〈令和4年度〉小学校13校

今治市立国分小学校（5月23日）
 今治市立清水小学校（6月7日）
 今治市立宮窪小学校（6月16日）
 今治市立乃万小学校（7月12日）
 今治市立波止浜小学校（10月21日）

今治市立常盤小学校（5月30日）
 今治市立桜井小学校（6月8日）
 今治市立日高小学校（6月29日）
 今治市立鳥生小学校（7月13日）

今治市立富田小学校（6月2日）
 今治市立近見小学校（6月14日）
 今治市立立花小学校（6月30日）
 今治市立吹揚小学校（7月15日）



小学生の税に関する作文表彰式・親子税金教室

令和5年1月28日 今治国際ホテル

第15回小学生の税に関する作文 入選者表彰式

今治法人会が夏休みに募集した「第15回小学生の税に関する作文」(小学6年生対象)の入選者の表彰式です。今治税務署長・各納税団体の代表より受賞者へ表彰状と記念品が授与されました。ご家族や来場者から盛大な拍手が送られ笑顔あふれる式となりました。



親子税金教室

表彰式終了後、「親子税金教室」を行いました。

『オリンピックの報奨金には税金はかかるか』『小学生一人にどのくらい税金が使われているか』など、身近な税の問題にとっても盛り上がりました。税金について考え興味を持っていただけたと思います。



「小学生の税に関する作文表彰式・親子税金教室」の様子は、今治CATVでニュースとして放送されました。広く市民の皆さんにもご紹介することができました。

私達の主張 —「税の作文」—

第15回小学生の税に関する作文 特選各賞受賞作品

今治税務署長賞

税金と共に生きている

吹揚小学校6年（当時） 矢 茸 蘭 奈

喜び笑える今日も、健康で過ごせる明日も、常に税金は、私たちに温かく寄りそってくれている。

何気なく生活していた時、租税の授業を受けた。おどろきと納得、感謝の連続だった。私は、一日、およそどのくらいの税金を納めたり関わったりしているのだろうと思った。

朝起きて、牛乳を飲む。八パーセントの消費税を支はらって買った食品。制服を着る。衣類にかかる消費税は、十パーセント。三年間買いかえていないから、当時は、八パーセントだったはず。家のベランダから橋が見える。夜になったらライトアップが美しい、しまなみ大橋。税金で本州と四国がつながっている。学校へ行く途中の信号。税金のおかげで安全に暮らせていることに感謝する。授業が始まり教科書を開く。税金によって無償で支給された教材がある。ありがたい。昨年から、タブレットも一人一台支給された。給食の時間、おいしく、お腹いっぱいいただけで、幸せを感じる。帰って、おやつを買いにコンビニへ。店員さんに聞かれた。

「お持ち帰りですか。それとも店内でめし上がりますか。」

それによって異なる軽減税率という制度に、おどろき納得する。図書館に寄る。本が好きな私は、公共施設を利用でき、豊かな生活が送れていることを実感した。救急車の音が鳴りひびく。税金は、人の命までも守り、助けているのだと心にひびいた。

その他、様々な税金が暮らしに関わり、税金と共に生活している私たち。学んだからには、権利と義務をきちんと認識し、社会のために、自分のために、しっかり納税できる大人になりたいと思った。暮らしの中で、税金が活かされて、かがやき、明るい世の中であることを願っている。そして、安全で安心の中、税金と共に生きていることに感謝する。

愛媛県東予地方局長賞

税が支える日本

九和小学校6年（当時） 松 木 心 優

私は、生まれつき難聴で、補聴器と人工内耳をつけている。先月、人工内耳の機械の調子が悪かったため、修理に出してもらった。その時、「人工内耳の機械の修理に、たくさんのお金がかかるけど、税金から補助金が支払われていて、お金の負担が少し減っているんだよ。」と母に言われた。特に人工内耳は本当に高額で、補助金というものを知った時から国や県の税金から賄われていると知り、税にますます興味を持ったので調べてみる事にした。

私達が納めている税には、約五十種類あり、国に納める「国税」と、地方自治体に納める「地方税」に分かれている。最も身近に納められている消費税は、「国税」にも「地方税」にも入る。また、一番多くの税が使われているのは、「社会保障関係費」だ。それは私たちの健康や生活を守るために欠かせない税だからだ。例えば、年金、医りよう、介護及び子供、子育て支援、福祉に使われている。私の人工内耳の機械にかかる税金もこれにふくまれると思われる。

しかし、この国で進んでいる少子高齢化に影きようされ、大きく二つの問題が起こっている。一つは、社会保障の費用が増えていく事で、もう一つは、その費用を負担する働き手が減っていく事だ。社会保障の費用は高齢化に伴い、最も重要な年金と医りよう方面の費用が増え続けている。そのため、働き手が減っている事もあり、働いている一人一人の負担も重くなることが考えられている。

私はいつも物を買う時、消費税が無かったら良かったのになと思っていた。しかし、税金を払っている人がいるから、人工内耳の機械の修理に払うお金が負担してくれる事を知り、税金を納める事は日本の社会を支えていく事なのだと理解できた。これからも税について関心を持って考えていきたい。

今治市長賞

ぼくが税金について考えたこと

鳥生小学校6年（当時） 田名後 友弥

ぼくは、税金についてあまりよく知りませんでした。だから、税のはたらきについて学んで、とても驚きました。税は、ぼくたちの生活まもる君でした。ぼくは、人KENまもる君のキャラクターが、けっこう好きなので、税についてもキャラクターを作って、子どもたちが親しんでいくことが大切だと思います。

ぼくは、税金は「仕方なく」払っているものだと思っていました。でも、集められた税金が、さまざまなところで使われていることを知って、税金のすごさを知りました。ぼくたちの生活は、税金で支えられ、守られているんだ！ぼくは、そのことが分かって感動しました。そして、おじいちゃんやおばあちゃん、お母さんにも、税金の大切さを伝えました。社会科の授業で、税金は国民の義務だと習っていたので、そのことも伝えたと、

「友は、えらいなあ。確かに税金は、大切なのに、どうして、払いたくない人がようけおるんやろうな。」

と、おじいちゃんが言いました。そして、ぼくは、考えました。税金にいいイメージがないのは、どうしてだろうと。そして、ぼくは答えを二つ見つけました。

一つは、税金は子どもにあまり関係がないと、お金についての教育をしないからだと思います。小さい頃から、税金とそれはたらきを知っていたら、大人になったとき、人は当たり前のように税金を払うと思います。ぼくは、教育が大切だと思います。

二つ目は、税金の使われ方に分かりにくい部分があるからだと思います。国民みんなが税金の流れを分かりやすいと感じ、納得できる説明がされたら、みんな税金を明るい未来のためのものと、とらえると思います。

ぼくは将来、税金を国民まもる君として、明るいイメージにできる人になりたいです。

租税教育推進協議会会長賞

未来と今を支える税金

清水小学校6年（当時） 前田 佳汰

「国道二七号の高橋の近くで道路のまん中に穴があいています。二十センチメートルほどの穴です。車のタイヤが入ってガクンとなります。」自分の声に緊張した。

この電話の二三日前家の前の国道に穴があいていた。けっこう大きな穴だ。もし車のタイヤが引つかかってパンクしたら大変だ。雨が降ってもつと穴が大きくなったら？破片が飛んでぶつかったら？もつと大変だ。それで思い切って#九九一〇に電話した。子どもだからいたずらだと思うかな。信じてくれるかな。と心配だった。直ったとしても一か月位はかかるのかな。そう思っていた。電話に出た係の人は、道のどの辺りかくわしく聞いてくれた。なんと次の日の夕方には直っていた。簡易的に穴のところをアスファルトでふさいでいた。おどろくべき速さだ。二週間後には周り一メートル四方がきれいに舗装されて完全に直っていた。なぜ一日もしないうちに修理できたのだろうか？調べてみた。ぼくたちが日頃使っている道路は税金で造られている。道路に使われている税金は、自動車取得税、自動車重量税、ガソリン税だ。国と地方に分けて使われている。道路の管理や整備は税金の力で支えられている。ぼくの住む今治市にはサイクリストの聖地しなみ海道があり、サイクリングロードも整備されている。ここでも税金が活躍している。ぼくは国道が好きだ。サイクリングも好きだ。いつかしまみ海道を走破したい。きちんと整備された国道を維持するために相当な労力が必要だ。この先、人口が減ること国に入る税金も減ると道路の整備が難しくなるのではないかと心配になる。大人になった時税金を納めるぼくたちの働きが重要なのだ。今、便利に走れる道路があるのは、今まで働いてきた人たちの税金が活かされたからだ。感謝の思いを忘れず、これを返せるような大人に成長したい。

本年度も第16回目の募集を行います。

児童の皆さんと共に、世代をこえてみんなで税と社会の仕組みについて考えましょう。

四国税理士会今治支部長賞

税金の使われ方

朝倉小学校6年（当時）
則兼由莉

私は二回、救急車に乗った事があります。一回目は生まれてすぐで、呼吸がしんどそうだったので、県病院に行くことになった時です。二回目は小学校三年生の夏、熱中しようのしよう状でけいれんが起こった時です。一九番すると、すぐに来てくれて、救急隊員の人が優しく声をかけてくれたのを覚えています。本来なら、救急隊員の費用やガソリン代、機械代など多くのお金がかかったはずですが、その時の費用は無料でした。

救急車が一回出動するとおよそ四万五千円かかると言われています。令和二年度は一日あたりの出動件数は一万六千二百十一件で、一年間で二千六百七十億円の費用がかかる計算になるそうです。それが全て税金でまかなわれているのです。

私は消費税をはらっています。百円のおかしをかうと百八円、百円の文具をかうと百十円になっていやだなと思っていましたが、なぜ消費税が必要なのか調べてみました。少子高れい化が進んでいる日本では、主に年金や医りょうなど社会保障の財源確保のためだといふことが分かりました。他にも地域の医りょうや警察、消防をはじめ、公的サービスにあてゐるために地方自治体に交付されたり、町や道路の整備、災害対策などを行う公共事業関係費として使われたり、学校教育や科学技術、文化の発てん、自衛隊の要せいなどに使われたりしているそうです。新型コロナウイルスのワクチン接種やPCRの無料検査も税金です。私たちが安心・安全で豊かな暮らしをするために、色々な場面で税金が使われているのです。

税金には、消費税以外にもたくさんあって、大人になったら色々な税金をはらうことになります。私がかつた税金が自分や多くの人、社会のためになるとうれいので、きちんと税金をはらい、むだなく使つていきたいです。

今治間税会会長賞

日本最大の海事都市『今治』から見る税

菊間小学校6年（当時）
秋山歌音

私がかまれた今治は、タオル・造船・窯業・エネルギー産業・食品産業等、特色ある産業が盛んです。中でも四国初の開港に指定された今治港は、開港から百周年を迎えます。そして、「税関」は百五十周年を迎えます。

私は、「税関」がどんな仕事か税とどのように関わつてゐるのか直接体験する機会がありました。まず、「税関」の仕事は、「税（税金）」に関する仕事と「関（関所）」に関する仕事があります。「税」は輸入される品物の中には、日本に持ちこむ時に関税や消費税などの税金を払わなければならないものがあります。私の服は「中国製」です。この服にも輸入の時には関税がかつてゐます。その税金を集める役割があります。「関」は通関手続です。外国へ、何を輸出するかを税関に伝えなければならないことになっています。そこでは書類をチェックしたり、実際に品物を検査したりしています。ここ今治港でも、正しく貿易が行われるように、港で外国と日本を行き来する船や、運んでいる品物のチェックをしています。毎日何気なく使つてゐる服や食べ物には、輸入されているものもあります。私たちのくらしを見えない所で支えてくれています。そんな「税関」は、今治港が開港する五十年も前から今治を守つてくれていることにおどろきました。

税関は、財務省に属する組織であり、職員は国家公務員です。国家公務員といふことは、その給与は、私たちの親が納めてゐる税金から支払われていることになります。税金によつて、国の税金が守られることに気付くことができました。もしも、税金をしつかり納めなければ国を守ることもできません。また、私たちの安全も守られなくなります。安心安全の生活をするために、正しく税を納めなければならぬことを学びました。

今治法人会会長賞

みんなの生活を守る税

近見小学校6年（当時）**越智 かのん**

税とは、「私たちを守るための仕組み」として私たちの生活を助けてくれています。

私の父は漁業をしています。コロナ禍になり、飲食店が休業になった事で市場での魚の値段が安くなってすぐ大変そうにしていました。その時に母と行ったスーパーで魚の値段を見て、「コロナ前と変わっていないどころか値段が上がっている」と言っていました。

そこで、私は魚がどのような仕組みで販売されるのかネットで調べてみました。

漁業↓地方卸売市場（千か所以上）・メーカー↓中央卸売市場（全国三十八都市に四十四か所・水産のみ）↓小売業者↓消費者

魚の値段は市場流通の過程で手数料やコストがかかるため高くなっていました。

消費者のもとまで日にちがかかり、鮮度が落ちるので、足が早い（いたみやすい）魚や数がそろわない魚は未利用魚・低利用魚と言われるそうです。市場の魚の値段や天候や漁かく量に左右される漁師さんを支援できる方法はないか考えました。

魚の値段が安いと生活のためたくさん魚をとらないといけなくなり、海から魚がいなくなるので、海を守るためにも税金を使い、直接消費者とつながり、適正な値段で魚を販売できるような第五次産業を作り、漁師さんを助け、海の豊かさを守り、おいしい魚が住む瀬戸内になるように育てることで、漁業・観光・飲食も盛んになり、地方創生だけでなくSDGs（持続可能な開発目標）を解決できる仕組みになると思いました。

税金は、だれかだけのためではなく、周りの人も幸せになるように使ってもらいたいです。

今治法人会会長賞

学びから考える税

乃万小学校6年（当時）**笛野 遙陽**

僕は二週間に一回、家族で中央図書館に行く。図書館につくと、父は釣り雑誌を、母は小説を探しに、弟は絵本を、僕は科学の本を探しに二階へ行く。図書館はクーラーも効いていて快適だ。一時間ほどで読みたい本を抱えて家族がそろそろ。毎回十冊から十五冊ほど借りて帰る。ふと本の値段を目にして、おどろいた。一冊千五百円、その日僕らの借りた本の合計は、二万円を超えていた。図書館でお金を請求されたことはない、無料なのが当たり前に思っていたけど、よく考えたらどうして無料にできるのか疑問に思った。

母に聞くと、「税金で運営されている、公共のものだからね。」

と言われ、その時初めてよく分からない税金というものが、ものすごく身近なものだと知った。僕は読書が好きだ。でも、読みたい本を、読みたいだけ本屋さんで購入していたら、おこづかいがいくらあっても足りない。でも、図書館があるおかげで、子供の僕でもたくさん本が読める。本当にありがたいという気持ちになった。税金は子供の僕には関係ないと思っていたけど、いつも身近にあるもののほとんどが税金を使ったものだとか社会の授業で習った。僕が生活するだけでも、たくさんの人から集められた税金に支えてもらっている。そして、父も母も働いてしっかりと税金を納めている。

僕はこれから大人になっていく、誰かの為に出来ることは、手のかすことだけじゃない。税金を、必ず納める事、それがまわりまわって誰かの為になる事を僕は知った。だから僕は図書館で本を借りる。今の僕に出来るのは、しっかりと学び考える事、僕の学びのその先に、安心して暮らせる社会が出来ると信じてる。



マイクロプラごみの化学物質、魚の可食部に蓄積

産経新聞科学部記者 伊 藤 壽一郎

世界中の海や川に漂うマイクロプラスチックごみは多様な化学物質を含み、人体に有害なものもあります。これらは北海道大などの最近の研究で、マイクロプラごみを飲み込んだ魚の筋肉などに蓄積することが判明。そんな魚が食卓に上がれば人の健康への影響が懸念されるため、プラごみの環境流出防止がますます急務になってきました。

■有害性が疑われる添加剤

マイクロプラスチックは、大きさ5ミリ以下の微細なプラスチックの破片や粒です。レジ袋や食品容器、ペットボトルなどのプラスチック製品の一部がごみとなって川や海に流れ込み、紫外線の影響や波の力で細片化して生じます。

プラスチック製品は製造時、機能向上のため添加剤と呼ばれる多様な化学物質が加えられています。燃えにくくする臭素系難燃剤や、紫外線による劣化を防ぐ紫外線吸収剤などで、生物への有害性が疑われているものもあり、マイクロプラごみにも残留しています。

マイクロプラごみは、北極から南極まで地球全体の川や海に漂い、しばしば魚が天然の餌と見誤るなどして飲み込みます。これまで約500種の魚の体内から見つかり、消化管の損傷などが報告されています。ただ、マイクロプラごみ自体は分解されず排せつされるため、人の食生活に影響があるかどうか、よく分かっていませんでした。

■カジカとアミを使い実験

そこで研究チームは、マイクロプラごみを飲み込んだ魚の体内で、化学物質がどうなるかを調べる実験を始めました。実験用のマイクロプラごみとして、臭素系難燃剤と紫外線吸収剤を含む大きさ約0.03ミリのポリエチレン粒を用意。それを飲み込ませる生物として、肉食魚のシモフリカジカと、その餌となる小型甲殻類のイサザアミを海で採取しました。

まず、海水を入れた水槽にポリエチレン粒を浮遊させ、24時間ごとにイサザアミを与えながら、シモフリカジカを10日間飼育。さらに、別の水槽ではポリエチレン粒を入れず、事前にポリエチレン粒を食べさせたイサザアミを24時間ごとに与えながらシモフリカジカを10日間飼育。それぞれのシモフリカジカの筋肉や肝臓に、添加剤が移行するか確認しました。

■食物連鎖で蓄積が加速

すると、ポリエチレン粒を入れた水槽のシモフリカジカの筋肉と肝臓には、臭素系難燃剤と紫外線吸収剤が大量に蓄積していました。一方、ポリエチレン粒を食べさせたイサザアミを与えて飼育したシモフリカジカも、筋肉や肝臓に添加剤が大量に蓄積していましたが、臭素系難燃剤の量は、前者の数倍から数十倍にも及んでいました。これらによって、魚が直接、間接にマイクロプラごみを摂食すると、含まれる添加剤が筋肉や内臓など可食部に移行し蓄積することが実証されました。また、大きな生物が小さな生物を餌として食べる「食物連鎖」を経由してマイクロプラごみを体内に取り込んだ場合は、蓄積が加速し、高濃度になるケースがあることも判明しました。

チームによると、生物が摂取したマイクロプラごみに含まれる添加剤が、筋肉などに移行し蓄積することは、貝類での報告例はありましたが、魚類で実証されたのは世界初だそうです。北海道大の仲岡雅裕教授は、「私たちが食料としている水産資源に危険が迫っていることが分かりました。プラごみの環境流出を抑止する取り組みを急ぐとともに、添加剤の移行や蓄積のメカニズムを早く解明し、食の安全に貢献していかななくてはなりません」と話しています。



【筆者紹介】

伊藤 壽一郎 (いとう・じゅいちろう)

東京都生まれ。学習院大学卒業後、産経新聞社に入社し、文化部、経済部、社会部などを経て2002年から科学部。現在は文部科学省の科学技術部門を担当し、原子力から地震、宇宙、物理、化学、生物、ITまで、幅広い分野を取材対象としている。著書に『生きもの異変 温暖化の足音』（共著、扶桑社）、『新ライバル物語 闘いが生む現代の伝説』（共著、柏書房）などがある。

今治歴史散歩

大成経凡

今治の埋もれた、魅力ある歴史文化を紹介するコーナーです。第33回は、菊間祭りで奉納される「お供馬ともうまの走り込み」を紹介し、その由来を歴史散歩したいと思います。

第33回 かわらぬ愛と菊間お供馬

●3年ぶり開催のお供馬

令和4（2022）年10月15・16日の菊間祭りでは、3年ぶりに「お供馬の走り込み」（県指定無形民俗文化財）が披露され、今治市菊間町浜の加茂神社境内には多くの観客が詰めかけました。家内安全と五穀豊穡ほうじょうの願いを込め、この年は小学2年から中学3年生の男子12人の乗り子と12頭の馬が出走することになりました。

筆者がこの行事を初めて見たのは、県外の大学へ通い始めた30年前のことです。NHKの全国放送で紹介されたため、とても印象に残って

います。300mの参道が馬場に姿を変え、少年がサラブレッドにまたがり疾走するのです。乗り子は絢爛けんらんな衣装をまとい、馬も艶やかな装具を身につけ、人馬一体で駆け抜けていく姿は神々しく、故郷の良さを再認識しました。

この行事を支える組織が「菊間町愛馬会あいばかい」です。馬主は厩舎やエサを確保できる農家の方々と、乗り子は馬主の親族らが務め、馬は高知競馬などを引退した元競走馬たちです。馬にとってはセカンドキャリアを菊間で過ごし、

1年に1度の菊間祭りで観客の視線を一身に浴びることになります。

9月から日曜ごとに練習を始めますが、神事に関わる行事のため、関係者は浜の海岸で身を清める潮ごりを欠かしません。本番1週間前の馬場設営後は毎日練習を重ね、前日は市街をパレードしてPRに努めます。走り込みばかりが注目されますが、12頭が商店街を闊歩かつぽし、JR予讃線踏切や国道196号を横断する光景はとてもシュール（非日常的）です。



参道を駆け抜けるお供馬（加茂神社参道／令和4年10月16日撮影）



前日の市街パレード（国道196号を横断する光景）

●お供馬の起源

「お供馬」の名称は、神輿が御旅所まで練り歩く際、これに神馬^{しんめ}がお供することに由来するようです。祭礼の主役は神輿のため、お供馬の走り込みが奉納されるのは、地区内の牛鬼・神輿・ダンジリ・獅子舞などの宮出しが始まるまでの午前中となっています。宮出しの準備が整うと、走り込みは最後のフィナーレを迎え、中学生の乗り子を中心に勢いのある数頭が競い合うように参道を駆け抜けていくのです。

走り込みの起源は、11世紀後半以降に菊間地方にあった京都^{かみ}上賀茂神社（京都市北区）の荘園に由来するようです。本社の競馬^{くらべうま}会神事を維持するため全国各地に荘園があって、「菊万庄」と「佐方保」もその一つでした（上賀茂神社の競馬は、京都三大祭りの一つ葵祭^{あおいまつり}の前儀で現在も実施）。その名残として、菊間地区には加茂神社が、亀岡地区佐方には賀茂別雷^{か も わけい かづち}神社があります。

しかし戦国時代になると、京都への年貢銭納入が滞るようになり、本社側から菊万庄代官の得居氏へ催促の手紙が送られています。戦国末期の佐方保代官は来島城主の来島氏（村上通総）でしたが、両氏の納入は太閤検地で荘園が消滅するまで続けられたようです。



愛馬会の乗り子たち（加茂神社参道／令和4年10月15日撮影）

●菊間瓦とお供馬

菊間瓦の起源は諸説あり、身近なルーツは藩政時代の株仲間^{けん}ゝ26株、にさかのぼることができます。松山藩では、領内で瓦の製造・販売を行う業者を53株に制限し、このうち半数の26株を菊間の業者に与えました。これらの窯元が野間郡浜村の船ヶ浦（現、菊間町浜の西海岸）に拠点を構えたことで、菊間はしだいに瓦の積出港として賑わうようになります。

菊間が瓦産地となった要因には、原料の粘土や焼成用の松葉・薪^{たきぎ}が豊富に採れたことなどがあります。この運搬に活躍したのが農耕馬でした。藩政期の資料『野間郡手鑑^{てかがみ}』によると、17世紀後半から18世紀前半頃の野間郡の牛馬飼育頭数は牛1,026頭・馬1,064頭で、人口は1万5385人、戸数は3,096戸でした。中でも別府村（67%）・西山村（69%）・池原村（78%）・長坂村（78%）の戸数に対する馬の保有頭数の割合は群を抜いていました。

大正11（1922）年のお供馬行事には128頭の参加があり、昭和30（1955）年頃まで飼育場鍛錬の目的で旗競馬^{はたけいば}も催されていました。現在の加茂神社境内の神馬像は青銅製ですが、大正13年にも青銅製が献納されたことがあります。これは、太平洋戦争の金属供出で失われ、代わりに昭和21（1946）年に全国的にも珍しい瓦製神馬が献納されました。しかし、その神馬像も昭和50（1975）年に役目を終え、今は頭部のみが「かわら館」に展示されています。

農耕馬の減少で、一時はお供馬行事が中断されたこともありましたが、かわらぬ愛、で令和の今日に継承されています。

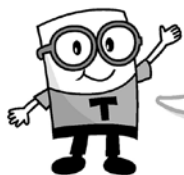


光野亀太郎が手がけた加茂神社の瓦製神馬像
（古写真／錦松工房所蔵）

事務負担軽減?
補助金も?

税負担軽減?

インボイス制度、 支援措置があるって本当!?



本当です! そのための税制改正(案)が閣議決定されています。
また、令和4年度補正予算で各種補助金が拡充されました。

免税事業者から課税事業者になる方へ

納税額が売上税額の2割に軽減?

インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?

登録申請、4月以降でも大丈夫?

既に課税事業者の方も

会計ソフトに補助金?

少額取引はインボイス不要って?

少額な値引き・返品は対応不要?

小規模事業者向け 納税額が売上税額の2割に軽減?

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、
売上税額の2割を納税額とすることができます!

対象になる方 免税事業者からインボイス発行事業者になった方(2年前(基準期間)の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方)

対象となる期間 令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間
※個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象

売上・収入を把握するだけで
申告でき、経費等の集計は不要!
事前の届出も不要!

事例 売上700万円(税額70万円) ※サービス業
経費150万円(税額15万円)

実額計算の場合▶

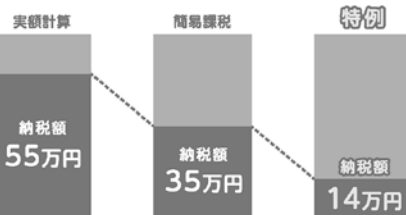
70万円 - 15万円 = 55万円

簡易課税の場合▶

70万円 - 35万円* = 35万円

*70万円×50%(サービス業のみなし仕入率)

特例の場合▶ **70万円 × 2割 = 14万円**



消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となりますが、この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる **売上・収入を税率毎(8%・10%)に把握するだけ**で、**簡単に申告書が作成**できるようになります!

また、**事前の届出も不要**で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です!

補助金の拡充や事務負担の軽減措置は裏面へ

財務省
Ministry of Finance, JAPAN

小規模事業者向け インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?

持続化補助金について、免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、補助上限額が一律50万円加算されます!

- 対象 小規模事業者
- 補助上限 50～200万円(補助率2/3以内) ※一部の類型は3/4以内
▶100～250万円(インボイス発行事業者の登録で50万円プラス)
- 補助対象 税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等



中小事業者向け 会計ソフトに補助金?

IT導入補助金(デジタル化基盤導入類型)について、安価な会計ソフトも対象となるよう、補助下限額が撤廃されました!

- 対象 中小企業・小規模事業者等
- 補助額 ITツール ~50万円(補助率3/4以内)、50～350万円(補助率2/3以内) ※下限額を撤廃
PC・タブレット等 ~10万円(補助率1/2以内) レジ・券売機等 ~20万円(補助率1/2以内)
- 補助対象 ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費等



中小事業者向け 少額取引はインボイス不要って?

1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります!

- 対象になる方 2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下
または1年前の上半期(個人は1～6月)の課税売上が5千万円以下の方
- 対象となる期間 令和5年10月1日～令和11年9月30日



すべての方が対象 少額な値引き・返品は対応不要?

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります!
振込手数料料分を値引処理する場合も対象です!

- 対象になる方 すべての方
- 対象となる期間 適用期限はありません。



すべての方が対象 登録申請、4月以降でも大丈夫?



大丈夫です!4月以降の申請でも制度開始時に登録が可能です!

詳しくはこちらまで

税制改正案の
内容



持続化補助金



IT導入補助金



インボイス制度
特設サイト



■ その他インボイス制度の一般的なご質問やご相談は、インボイスコールセンターまで

0120-205-553 フリーダイヤル(無料)

受付時間 9:00から17:00(土日祝除く)

※個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

事業者の皆様へ

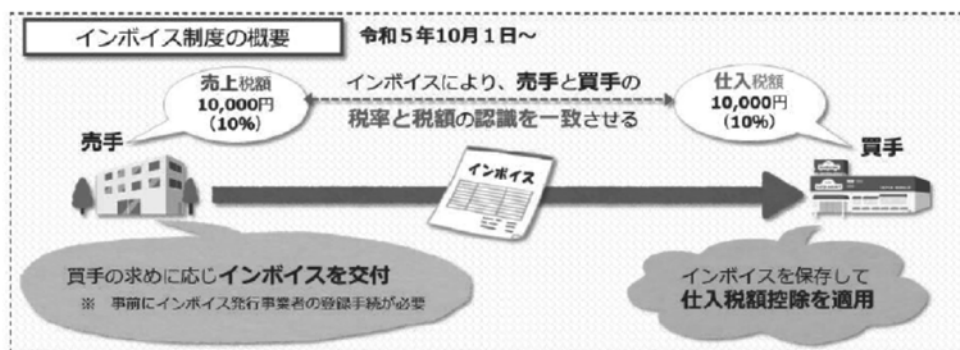
要事前予約

今治税務署からのお知らせ

消費税インボイス制度等説明会について

令和5年10月1日から、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まります。

事業者の皆様には、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の実施に向けて必要な準備を進めていただくため、インボイス制度等説明会を開催しますので、是非ご参加ください。



説明会の名称	開催日時	開催場所	定員
インボイス制度説明会 (消費税の仕組みから知りたい方向け)	令和5年4月26日(水) 14:00～15:00	今治税務署 今治市常盤町四丁目5-1	24名
インボイス制度説明会【課税事業者対象】 (登録申請相談会)	令和5年4月27日(木) 14:00～15:00	今治税務署 今治市常盤町四丁目5-1	24名
インボイス制度説明会【課税事業者対象】 (登録申請相談会)	令和5年5月23日(火) 14:00～15:00	今治税務署 今治市常盤町四丁目5-1	24名
インボイス制度説明会 (消費税の仕組みから知りたい方向け)	令和5年5月24日(水) 14:00～15:00	今治税務署 今治市常盤町四丁目5-1	24名
インボイス制度説明会【課税事業者対象】 (登録申請相談会)	令和5年6月20日(火) 14:00～15:00	今治税務署 今治市常盤町四丁目5-1	24名
インボイス制度説明会 (消費税の仕組みから知りたい方向け)	令和5年6月21日(水) 14:00～15:00	今治税務署 今治市常盤町四丁目5-1	24名

●インボイス制度等説明会にご参加いただく方へ

各説明会については、事前予約制としますので、事前に次のお問合せ先まで申込みをお願いします。

【お問い合わせ先】

今治税務署 法人課税第一部門 0898-32-6100（代表）

代表電話にお問い合わせいただく際は、自動音声案内に沿って、「2」を選択してください。

※ 国税庁インボイス制度特設サイトでは、インボイス制度について解説した（国税庁動画チャンネル）のほか、Q&Aなどを掲載しています。



インボイス制度
特設サイト



今治税務署

令和5年5月送付分（令和5年4月決算分）から 法人税等及び消費税等の「申告書等用紙」※ の送付を取りやめます

国税庁の取組

- 国税庁では、令和5年5月送付分（令和5年4月決算分）からは、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点から、「申告書等用紙」の送付に代えて、確定申告書提出期限や提出部数、中間申告分の法人税額などを記載した「申告のお知らせ」を送付します。

（法人税予定申告書及び消費税中間申告書については、従来のとおり送付します。）

（※） 「申告書等用紙」とは、法人税等確定申告書については、各種別表、勘定科目内訳明細書、法人事業概況説明書（調査課所管法人にあっては会社事業概況書）及び適用額明細書をいい、消費税等確定申告書については、申告書、付表及び消費税の還付申告に関する明細書をいいます。

- 「申告書等用紙」につきましては、最寄りの税務署にお問い合わせいただいた場合であっても、送付の対応は致しかねますので、確定申告書の提出に際しては、インターネットを利用して申告を行うことができるe-Taxをご利用いただきますようお願いいたします。

- 書面の「申告書等用紙」が必要な場合は、国税庁ホームページに各種様式を掲載していますので、そちらを出力してご利用いただきますようお願いいたします。

《掲載先》 「国税庁ホームページ」→「税の情報・手続・用紙」→「申告手続・用紙」→「申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）」→「確定申告等情報」→「法人税」又は「消費税・地方消費税」

- 皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

<e-Taxの利用について>

e-Taxは、オフィス、税理士事務所からインターネットを利用して、法人税や消費税等の申告・納付ができます。

なお、税理士等が納税者の依頼を受けてe-Taxにより申告書等を送信する場合には、納税者本人の電子署名の付与及び電子証明書の添付は必要ありません。e-Taxをぜひご利用ください。詳しい情報は、e-Taxホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧ください。



国税庁

ホームページはこちら

法人番号7000012050002



源泉所得税のキャッシュレス納付について



e-Taxを利用して源泉所得税が納付できます!

国税電子申告・納税システム(e-Tax)による電子納税やクレジットカード納付の利用方法は次のとおりです。

※クレジットカード納付では、納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は、国の収入になるものではありません。)

電子納税には、①ダイレクト納付を利用する方法、②インターネットバンキングやATMなどを利用して納付する方法があります。

ダイレクト納付では、事前に届出をした預貯金口座からの振替により、簡単な操作で即時又は指定した期日に納付することができます。

ご利用開始までの流れ (e-Taxソフト (WEB版) を利用する場合)

※ e-Taxソフト (WEB版) はWebブラウザ上で電子納税などを利用できます。なお、パソコンにe-Taxソフトをインストールして電子納税などを利用することも可能です。

1 e-Taxソフト(WEB版)の準備をします。

ご利用になる場合には、e-Taxホームページから、e-Taxソフト (WEB版) の事前準備セットアップを行ってください。



2 e-Taxの開始届出を行います。

e-Taxをはじめてご利用になる場合は、e-Taxの開始届出書の提出 (送信) が必要です。e-Taxソフト (WEB版) を利用して開始届出書の提出 (送信) を行うと、利用者識別番号を通知する画面が表示されます。

※1 e-Taxの開始届出の方法は、他にも、e-Taxホームページの「e-Taxの開始 (変更等) 届出書作成・提出コーナー」を利用する方法や所轄税務署に書面で提出する方法があります。

2 e-Taxソフト (WEB版) の操作方法については、e-Taxホームページ (e-Taxソフト (WEB版) ご利用ガイド) をご覧ください。



3 税務署又は金融機関等に対し電子納税やクレジットカード納付のための手続を行います。

① ダイレクト納付を利用する場合

ダイレクト納付利用届出書を所轄の税務署へ提出します。

個人事業者の方はe-Taxからダイレクト納付利用届出書を提出 (送信) することができ、金融機関届出印や電子証明書が不要となります。書面でダイレクト納付利用届出書を提出していただいてから利用可能となるまでに1か月程度かかりますが、e-Taxでの提出 (送信) の場合は、1週間程度でご利用できます。利用可能な金融機関については、国税庁ホームページでご確認ください。

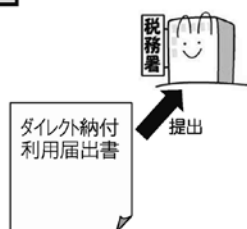
② インターネットバンキングで納付を行う場合

金融機関とインターネットバンキングなどの契約をします。電子納税を利用するためには、お取引先の金融機関で「税金・各種料金払込みサービス」(ペイジー) が提供されている必要がありますので、あらかじめ金融機関にご確認ください。

③ クレジットカード納付を利用する場合

利用可能なクレジットカードをご準備ください。利用可能なクレジットカードについては、国税庁ホームページでご確認ください。

これで電子納税やクレジットカード納付の準備は完了です。具体的な納税のしかたについては次ページをご覧ください。



○ スマートフォンなどを利用して源泉所得税が納付できます。

スマートフォンやタブレット端末からも、e-Taxソフト (SP版) を利用することにより、源泉所得税の電子納税やクレジットカード納付の利用ができます。

詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>)、e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。

e-Taxソフト（WEB版）を利用した源泉所得税及び復興特別所得税の納付のしかたは次のとおりです。

25

令和5年度の 自動車税種別割 の 納期限 は、 令和5年 5月31日(水) です！

納期限までに忘れずに
納付してください！



手のひら県庁（えひめ電子申請システム）サービス開始！

インターネットやスマートフォンを使用して、夜間・土日・休日でも住所変更の届出が可能になりました。

えひめ電子申請システム（手のひら県庁） https://s-kantan.jp/pref-ehime-u/offer/offerList_initDisplay.action

自動車税種別割のQ & A

Q 1 他人に譲った自動車の自動車税種別割納税通知書（以下「納税通知書」）が届いたのですが？

A 自動車税種別割は、4月1日現在の所有者がその年度分を全額納めることになります。3月31日までに名義変更されていないと翌年度も課税されますので、運輸支局で移転登録をしてください。

Q 2 車検が切れている自動車にも税金はかかるのですか？

A 運輸支局で抹消登録の手続きをしないと、いつまでも自動車税種別割がかかります。抹消登録をすると、翌月以降の税金が月割りで還付されます。

Q 3 納期限を過ぎたらどうなるのですか？

A 納期限を過ぎますと、納める税額のほかに原則として延滞金がかかります。納付に応じていただけない場合は、地方税法に基づき差押等の厳正な滞納処分を行うこととなりますので、十分注意してください。

Q 4 自動車税種別割の納税通知書が届かないのですが？

A 住民票を移しただけでは、納税通知書の住所は変わりません。納税通知書は、原則として車検証の住所地に送付されますので、運輸支局で住所変更（変更登録）の手続きをしてください。

なお、個人名義の普通自動車に限り、一時的に納税通知書の送付先変更を希望される場合は、県地方局に連絡していただくか、インターネットによる電子申請をお願いします。

※納税通知書の送付先変更に関する県のHP
<https://www.pref.ehime.jp/h10500/jidousha/juusho.html>

Q 5 税額が昨年度より上がっているのですが？

A グリーン化税制により、環境にやさしい自動車の開発・普及を促進するため、排出ガス・燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税負担が軽くなる一方、新車新規登録から一定年数を経過した自動車は税負担が重くなっています。



自動車税種別割の納付がより便利に！ ～いつでも・どこでも・かんたんに～



1. クレジットカード及びインターネットバンキングでの納付

パソコンやスマートフォン等からクレジットカード又はインターネットバンキングで納付ができます。

ウェブで『エフレジ 公金支払い』と検索、またはスマートフォンで下記の QR コードを読み込んでください。

※1台の納付につきクレジットカードは納付金額に応じて10,000円あたり110円（税込）、
インターネットバンキングは納付金額にかかわらず一律165円（税込）の決済手数料が
かかります。



2. スマートフォン決済アプリ納付

スマートフォン決済アプリ「PayB」、「PayPay」、「LINE Pay」、「d払い」及び「au Pay」で納付ができます。
スマートフォン等で、納税通知書等に記載の「CVS収納用」のバーコードを読み込んで手続きを行います。
（コンビニエンスストアなどでの店頭ではお支払いいただけません。）

※手数料はかかりませんが、アプリのインストールや利用時にかかる通信料は利用者のご負担となります。
CVS収納用バーコードが印字されている納付書のみ利用可能です。（期限を経過した納付書等は除く）
一度の決済でお支払いいただける金額は30万円以下となります。

3. 口座振替による納付

口座振替をご希望の方は、金融機関等に備えております「口座振替納付届」によりお申し込みください。
令和6年1月末までに申し込んだ場合、**令和6年度分から**口座振替での納付になります。

注意事項

- 口座振替による納付手続きをされている方は、クレジットカード及びアプリでの納付はご利用できません。
- 自動車税種別割の納付確認の電子化により、車検を受ける際は、納税証明書の提示が省略できることから、**上記1～3の方法で納付した場合、領収書や車検用の納税証明書は送付されません。**なお、納付確認ができるまでに3週間程度かかりますので、納付後すぐに車検を受ける必要がある方は、納税通知書を使って金融機関等の窓口やコンビニエンスストアで納付いただき、受領した納税証明書を車検時に提示してください。

詳しくは愛媛県のホームページをご覧ください

- クレジットカード・インターネットバンキング納付 https://www.pref.ehime.jp/h10500/credit/credit_nofu.html
- スマートフォン決済アプリ <http://www.pref.ehime.jp/h10500/smartphoneapp/smartphoneapp.html>
- 口座振替 <http://www.pref.ehime.jp/h10500/4429/jidosya.html>

【お問い合わせ先】

○自動車税種別割に関すること

東予地方局 課税課 ☎0897-56-1300

○納付及び納税証明書に関すること

今治支局 税務室 ☎0898-23-2500

○自動車税環境性能割に関すること

中予地方局 課税課 ☎089-957-6621

○自動車の登録等に関すること

愛媛運輸支局 ☎050-5540-2076

※軽自動車については、市役所または町役場へお問い合わせください。

今治市の市税賦課徴収状況

今治市市税徴収状況

(単位：千円)

税目	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	収入済額	収 納 率	収入済額	収 納 率	収入済額	収 納 率
個人市民税	7,004,300	98.23%	6,948,624	98.73%	6,725,923	98.25%
法人市民税	2,869,335	99.59%	1,584,430	99.24%	2,469,773	99.62%
固定資産税	10,611,293	97.91%	10,487,536	97.96%	10,040,851	98.18%
軽自動車税	566,179	96.15%	592,809	96.77%	604,409	96.78%
市たばこ税	1,026,808	100.00%	979,829	99.997%	1,037,096	99.997%
入 湯 税	8,094	100.00%	3,748	100.00%	4,591	100.00%
一般市税計	22,086,008	98.28%	20,596,977	98.38%	20,882,643	98.42%
現年課税分	21,905,991	99.36%	20,451,845	99.28%	20,744,696	99.42%
滞納繰越分	180,017	42.35%	145,132	43.15%	137,947	39.31%

(固定資産税には国有資産等所在地交付金、軽自動車税には環境性能割を含む)

※端数処理の関係上、合計と一致しないことがあります。

個人市民税調定額

(単位：人・千円)

年度	均等割のみを納めるもの		均等割と所得割を納めるもの		
	納税義務者数	均 等 割 額	納税義務者数	均 等 割 額	所 得 割 額
令和元年度	8,994	31,480	62,867	220,034	6,662,744
令和2年度	8,994	31,480	62,868	220,038	6,559,075
令和3年度	9,002	31,508	62,434	218,518	6,333,256
令和4年度	8,763	30,671	61,670	215,846	6,576,133

課税状況調（各年7月1日現在）による

法人市民税調定額

(単位：千円)

年 度	申告件数 (件)	法人税割	均 等 割	計
令和元年度	6,171	2,354,432	516,078	2,870,510
令和2年度	5,886	1,086,238	499,092	1,585,330
令和3年度	5,921	1,960,438	507,392	2,467,830

固定資産税調定額



(単位：千円)

年 度	土 地	家 屋	償 却 資 産	計
令和元年度	3,114,192	4,172,384	2,015,095	9,301,671
令和2年度	3,092,852	4,269,736	1,976,932	9,339,520
令和3年度	3,041,822	4,004,045	1,911,232	8,957,099
令和4年度	2,986,893	4,267,810	1,977,220	9,231,923

(上記には国有資産等所在地交付金は含まない。令和4年度分は10月末現在)

軽自動車税（種別割）課税状況



（単位：台・千円）

区分 年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	課税台数	調定額	課税台数	調定額	課税台数	調定額
原動機付自転車	16,856	35,202	16,379	34,298	16,118	33,834
軽自動車	66,263	535,492	66,284	548,689	66,009	562,511
小型特殊	853	3,853	958	4,165	994	4,251
二輪の小型自動車	1,681	10,086	1,788	10,728	1,866	11,196
合計	85,653	584,634	85,409	597,879	84,987	611,791

（各年度4月1日現在）※端数処理の関係上、合計と一致しないことがあります。

市たばこ税調定額



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
売渡本数（本）	192,031,724	181,745,971	166,811,543	164,429,327
調定額（千円）	1,031,861	1,026,808	979,858	1,037,096

入湯税調定額



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人数（人）	55,801	53,959	24,990	30,605
調定額（千円）	8,370	8,094	3,748	4,591

今治市の市税の徴収状況および主な税の調定額の推移は以上のとおりです。令和3年度の税収については、個人市民税や固定資産税は落ち込んだものの、法人市民税や軽自動車税、たばこ税は増加したため、全体では増収となりました。

市税についてのより詳しい内容は今治市市民税課ホームページに「市税概要」を掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

市税のお支払いに関すること

納税課 0898-36-1512

固定資産税の課税に関すること

資産税課 0898-36-1511

住民税・軽自動車税その他市税の課税に関すること

市民税課 0898-36-1510



今治市への「ふるさと納税」寄付状況

「ふるさと納税今治」の状況

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数（件）	12,677	18,434	27,974	38,102
寄付額（千円）	455,643	623,242	844,946	1,066,228

ふるさと納税に関すること

i.i.imabari! 推進課 0898-36-1554



SETOUCHI MINATO Marché

せとうちみなとマルシェ

瀬戸内の「うまい！」に出会える海辺のマルシェ

SETOUCHI MINATO

Marché

おだやかな瀬戸内の海と島々、行き交う船。
捕れたてのお魚や新鮮なお野菜、タオルやお菓子など
特産品が盛りだくさん。

人と人の繋がりから生まれる美味しい輪が、
潮風心地よい今治港から広がります。

ここで出会う、美味と笑顔の輪。素敵な休日は「せとうちみなとマルシェ」で心温まる時間を楽しもう。

2023年度 せとうちみなとマルシェ 開催日カレンダー

通年マルシェ 黄色の 第2・第4 日曜日 9:00~14:00 予定

夜マルシェ 黄色の 第2・第4 土曜日 16:00~20:00 予定

2023 4 Apr 9 日 23 日	5 May 14 日 28 日	6 Jun 11 日 24 日	7 Jul 8 日 22 日
8 Aug 12 日 26 日	9 Sep 10 日 24 日	10 Oct 8 日 22 日	11 Nov 12 日 26 日
12 Dec 10 日 24 日	2023 1 Jan 14 日 28 日	2 Feb 11 日 25 日	3 Mar 10 日 24 日

※セリマークのある日は、8:30~9:00「朝セリ」マルシェキッチン前で魚の朝セリを開催。

周辺駐車場 情報ブック

ご使用には「TMEQEE
アプリ」のダウンロード
が必要です。



せとうちみなとマルシェ 出店者募集

心地よい潮風を感じながら
こだわりの商品を販売
しませんか？



ボランティア スタッフ募集

2023年4月から活動
頂けるボランティア
スタッフ募集



2023年度 WEB広告募集

2022年10月から
2023年2月の実績で
約8万件のアクセス数



会 場：みなと交流センター はーばりー「海のコンコース」

主催／せとうちみなとマルシェ実行委員会

問合せ／せとうちみなとマルシェ実行委員会事務局（公益社団法人 今治地方観光協会）

〒794-0013

愛媛県今治市片原町一丁目100番地3 みなと交流センター3F

TEL: 0898-22-0909 FAX: 0898-22-0929

E-MAIL: info@setouchi-mm.com